

令和7年（2025年）度行政評価シート

令和 7 年 6 月 4 日

評価者	共生共創部長 能條 裕子
-----	--------------

○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野 1-(2) 人権	施策の方針	1-(2)-①人権尊重社会の実現
目標とするまちの姿	市民一人ひとりが、社会との関わりを持ち、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできるまちとなっています。		
主な取組	(1)人権意識の醸成 市民一人ひとりが、人権に関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発に努めます。 また、関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制を充実させるなど、人権施策の推進を図ります。 (2)だれもが参画できる社会の推進 社会のあらゆる分野における活動にだれもが参画できる社会を目指します。 また、政策・方針決定の場など、意思決定過程において、特に女性の参画とともに意見が反映される社会を推進します。		

1. 前年度(評価対象年度)の当該施策の目標

- ①基本的人権が尊重された、不公平・不平等のない社会を目指し、人権意識の啓発や人権教育の推進などに関する啓発活動を強化する。
- ②男女共同参画社会の促進のため、かまくらジェンダー平等プラン及び第3次かまくら人権施策推進指針に掲載した各種事業の進行状況を管理する。

2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	1,446	1,507	1,393	1,580	1,627	
人件費	23,493	23,950	20,172	20,872	25,504	
総事業費	24,939	25,457	21,565	22,452	27,131	0

3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	共生-15	男女共同参画推進事業		219	16,032	16,251	現状維持	A	現状維持
	共生-16	人権啓発事業		1,408	9,472	10,880	現状維持	A	現状維持

4. 評価対象年度の主な実施内容

①人権擁護委員による人権相談、中学生人権作文コンテストの作品紹介、拉致被害者問題、いじめ防止（ピンクシャツデー）等に取り組むとともに、各取組についてSNSを活用した情報発信を実施し、事業の周知及び人権擁護に関する啓発を図った。社会状況の変化に応じた新たな人権課題に対応するため、約10年ぶりに改訂した「かまくら人権施策推進指針」に基づき、各種事業を実施した。関係団体が主催する人権啓発講演会等に職員を参加させ、職員の人権意識の啓発を図った。

②SNSを活用した男女共同参画に関する情報発信等ジェンダー平等に係る周知啓発を図った。女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）において、当該運動及び相談先の情報等について広く周知を図るため、大船観音のライトアップや女性相談カードの駅前配布を行った。女性相談業務において、相談者の抱える複合的な課題をより速やかに支援につなげるため、相談員間の事例研究会、有識者による指導助言を受けたほか、随時関係機関等との連携を行った。

※実施できなかった事業とその理由

5. 成果指標

成果指標①		人権が尊重される社会となっていると感じる市民の割合					出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年1月	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
	70.2	目標値	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0	76.0	%	
		実績値	未実施	67.3	76.5	75.5	78.5			
		達成率	—	93.5%	104.8%	102.0%	104.7%		%	

成果指標②		男性は仕事、女性は家事・育児といった考えに同意すると回答した市民の割合（性別により固定的な役割分担に対する市民意識）					出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年1月	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
	19.5	目標値	19.0	18.5	18.0	17.5	17.0	16.5	%	R3 指標及び目標値を修正
		実績値	未実施	15.2	16.0	13.3	13.7			
		達成率	—	121.7%	112.5%	131.6%	124.1%		%	

6. 「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

①「人権が尊重されている社会となっている」と感じる市民の割合は目標値を達成しており、さらなる高みを目指し、人権擁護委員と連携した相談事業、啓発事業の充実を図るほか、令和6年3月に策定した第3次かまくら人権施策推進指針の周知及び各課取組の進行管理を丁寧に行っていく必要がある。

②固定的な役割分担を意識する割合は目標を達成しているものの、その意識を持つ市民が一定数いることから、啓発事業の継続的な実施を図る必要がある。

7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係（達成状況とその理由）

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

①人権意識の醸成の取組について、継続的な相談事業や啓発事業の実施により目標達成しており、性犯罪・性暴力、職場におけるセクシャルハラスメントなどの人権侵害に対する支援及び市民意識の醸成が図られている。引き続き、着実かつ地道に事業を実施していくことが重要である。

②パートナーシップ宣誓制度について、制度利用者の利便性の向上が図られるよう、県内各市との連携協定の締結のほか、積極的に関係団体等へ協力を依頼するとともに、市民へ制度を周知し、認識を高めていくことが重要である。また、固定的役割分担意識に係る調査において目標は達成しているものの、前年度と比較し固定的な役割分担に同意する割合が増加していることから、ジェンダー平等に関するさらなる啓発に取り組んでいく。

8. 今後の方向性

①人権意識の啓発や人権教育の推進などにより、市民一人ひとりの人権意識の醸成を図り、子どもから高齢者まですべての人が差別をはじめとする人権被害を受けることなく、憲法で保障されている基本的人権が尊重され、不公平・不平等のない社会を目指す。

②地域社会や市政運営等様々な場面で、誰もが性別に関わらず、平等に機会を与えられるジェンダー平等な社会をつくる。特に公共分野での意思決定の過程においては、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に基づき、相談者に寄り添った伴走型支援の充実を図る。

9. 今年度(評価年度)の目標

①基本的人権が尊重された、不公平・不平等のない社会を目指し、人権意識の啓発や人権教育の推進などに関する啓発活動を強化する。

②男女共同参画社会の促進のため、かまくらジェンダー平等プラン及び第3次かまくら人権施策推進指針に掲載した各種事業の進行状況を管理する。また、困難女性支援法に基づく行政計画を策定する。